悪質な訪問販売に気をつけましょう

訪問販売は手軽で便利ですが、一部の悪質な業者があなたを狙っています。販売の手口も巧妙、悪質化してきています。特に社会経験の少ない若い人や高齢者が標的にされています。あなたや、あなたの家族が被害にあったり、トラブルに巻き込まれたりしないために、この特集をお役立て下さい。

昭和六十三年度（昭和六十三年四月～平成元年三月）に市消費生活センターに寄せられた消費者相談は千四百五十一件で、前年度に比べて四十件の増となりました。しかし、この相談の中には消費税に関するものが四十八件あり、それを引くとわずかながら減少となりました。相談のうち、訪問販売や通信販売などの特殊販売にかかる相談は、前年度より百十四件減少して七百十件となりました。

昭和六十三年度の特徴としては、常に相談最多を続けてきた教材関係の相談が減ってトップの座を明け渡したことです。そのほか、相談件数が大幅に減ったものとしては、ステンレス鍋が五十一件から四件と激減したことです。

半面増加したものとして、催眠（SF）商法による寝具が三十一件から六十一件に、書籍の人名録が六件から二十九件に増えているのが目につきます。また、あて名書き内職については、市内に営業取次所が設けられたことにより急増しました。

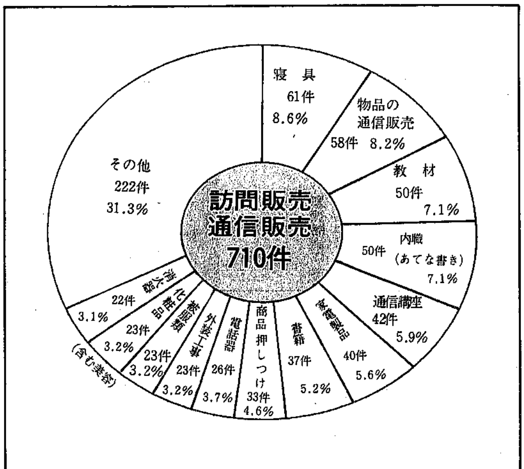

昭和63年度訪問・通信販売の相談内容

ご用心！ 若者と高齢者が狙われます

若者が多くトラブルに巻き込まれるものとしては、士（さむらい）商法による資格取得講座、呼び出し商法の教材や家電製品、かたり商法の消火器や衛生器具、キャッチ商法による全身美容などです。

高齢者の場合は、催眠（SF）商法による寝具、かたり商法による消火器などが多くなっています。

これらのトラブルに巻き込まれないためには、普段から家族間で話し合い、注意しあう、秘密を持たないことが必要と思われます。

未成年者の契約は親の同意が必要

未成年者（二十歳未満）を保護するために、契約などは親の同意を必要とし、親の承諾のない契約は取り消しすることができます。

契約の取り消し方法としては、親権者か本人が契約取り消しの通知を出すことで取り消されます。

契約を取り消した場合に、支払い済みのお金があれば返還してもらえますし、商品を受け取っている場合は、現に残っている商品だけを返せばよいことになっています。

もし、商品を使ってしまった場合であっても、一般的にはその使用分の代金を支払う必要はありません。

このように未成年者は法律上保護されている訳です。ただし、未成年者の契約であっても、成人後に代金を支払うなどの追認行為があると取り消しはできなくなりますので注意して下さい。

クーリング・オフは（無条件解約）8日以内に

契約申込（約束）は口約束だけで立派に成立します。一度結ぶとそれを守る義務が生まれます。自分の都合だけでは一方的にやめられないのが原則です。しかし、訪問販売の場合は予期しないところにセールスマンが訪れ、一方的な説明を聞かされ、契約申し込みをさせられることから、消費者保護のために解約できる権利（クーリング・オフ）が認められています。

クーリング・オフの条件

①訪問販売による契約申込のとき
②契約申込の書面を受け取った日を含め八日以内であること
③指定された商品（サービス・権利）の購入であること
④化粧品などで使うと商品価値のなくなるものは、まだ使用していないこと
⑤代金全額支払い済みであっても三千円以上のとき
⑥解約申し出を書面によりしているとき

解約の通知は内容証明郵便で

解約の申し出は必ず書面で通知して下さい。解約に伴う経費は販売者の全額負担になります。また、支払い済みのお金は返してもらうことができます。

解約の申し出は、書面の発送日が発効日です。発送したことが後で証明される内容証明郵便か簡易書留ハガキで行って下さい。

内容証明郵便の用紙は、文具店などで売っている市販の用紙を使うと便利です。それを三部複写します。誤字、脱字を訂正するときは、訂正印を押します。

一通は相手側に、もう一通は郵便局に保管、残りの一通は差出人が保管します。

契約は慎重に 家族と相談しよく考えてから

●ハガキ（簡易書留）での通知例

郵便はがき
○○○○○
○○株式会社
○○課御中

申込日　○年○月○日
商品名・担当者名
右記日付の申込は撤回（または契約は解除）します。
住所
名前

内容証明郵便での通知例

申込解除通知

私は、平成○年○月○日貴社のセールスマン○○○氏から勧められて、自宅において○○○○の購入申込（金○○○○○円）をしましたが、都合により解除いたします。なお購入申込の際支払った○○○○円は直ちに返金ください。返金方法は○○銀行○支店口座番号普通預金○○○○○に払い込みしてください。また渡されました商品については早急にお引き取りください。

平成○年○月○日

新潟市西堀通り○番町
○○○○印

東京都○○区○○町○○丁○○
○○○○○3F
株式会社○○○○○御中

悪徳商法に引っかからない トラブルに巻き込まれない ための6カ条

1 簡単にドアを開けずにまず聞こう『名前と目的』
2 うますぎるもうけ話に落とし穴
3 勇気を持って、はっきり言おう『いりません！』
4 一人で決めずに家族・知人にまず相談
5 簡単に、書くな名前、押すな印鑑、じっくり読もう契約書
6 頭を冷やして、よく考えてうまく使おうクーリング・オフ

ひとりで悩まずお気軽にどうぞ

訪問販売などでお困りの方ひとりで思い悩まず気軽にご相談を。
皆さんとともに考え、解決のためのお手伝いをします。
相談は無料です。

〈相談先〉
市消費生活センター
☎228−8100
西堀通6番町中央公民館内